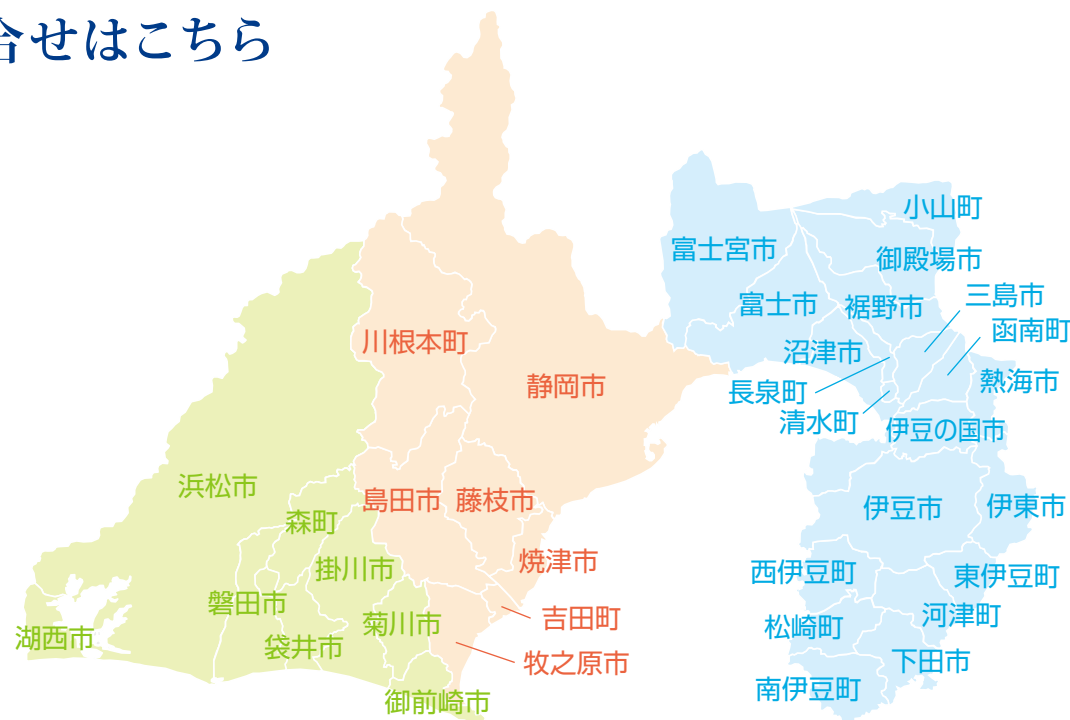


県内市町とともに企業立地をサポート

お問合せはこちら



市町	担当課	問合せ先
浜松市	企業立地推進課	053-457-2282
磐田市	産業政策課	0538-37-4904
掛川市	産業観光課	0537-21-1125
袋井市	産業未来課	0538-44-3155
湖西市	産業振興課	053-576-0018
御前崎市	商工観光課	0537-85-1164
菊川市	商工観光課	0537-35-0936
森町	産業課	0538-85-6319

市町	担当課	問合せ先
静岡市	産業基盤強化本部	054-354-2047
島田市	内陸フロンティア推進課	0547-36-7125
焼津市	誘致戦略課	054-626-2260
藤枝市	企業立地戦略課	054-643-3244
牧之原市	商工企業課	0548-53-2624
吉田町	産業課	0548-33-2122
川根本町	産業振興課	0547-56-2226

市町	担当課	問合せ先
沼津市	産業政策課	055-934-4744
熱海市	観光経済課	0557-86-6190
三島市	企業立地推進課	055-983-2715
富士宮市	商工振興課	0544-22-1154
伊東市	企画課	0557-32-1062
富士市	産業政策課	0545-55-2906
御殿場市	商工振興課	0550-82-4683
下田市	産業振興課	0558-22-3914
裾野市	渉外課	055-995-1858
伊豆市	観光商工課	0558-72-9911
伊豆の国市	商工課	055-948-1415
東伊豆町	観光産業課	0557-95-6301
河津町	企画調整課	0558-34-1924
南伊豆町	商工観光課	0558-62-6300
松崎町	企画観光課	0558-42-3964
西伊豆町	まちづくり戦略課	0558-52-1111
函南町	産業振興課	055-979-8114
清水町	産業観光課	055-981-8239
長泉町	産業振興課	055-989-5516
小山町	フロンティア推進課	0550-76-6129

静岡県の連絡先

**経済産業部
企業立地推進課**
静岡市葵区追手町9-6
TEL: 054-221-3262 kishinsan@pref.shizuoka.lg.jp

東京事務所
東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館13階
TEL: 03-5212-9036 tokyo@pref.shizuoka.lg.jp

大阪事務所
大阪市中央区備後町3-3-9 備後町コイズミビル1階
TEL: 06-6263-6120 osaka@pref.shizuoka.lg.jp

企業立地に関するHPはこちら

静岡 企業立地 検索

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/kigyoricchi/index.html>



静岡県

静岡県

企業立地補助金制度のご案内

令和8年版



企業立地日本一への挑戦

全国トップレベルの優遇制度で手厚くサポート

県内に初進出する企業への支援を強化 **最大19億円**

事前エントリー制

用地取得又は事業着手(建物契約又は機械発注)のいずれか早い日の前に事業着手届を提出

要エントリー

事業着手届提出

用地取得
建物契約
機械発注

建物完成
機械搬入

稼働

補助金
交付申請

※エントリーがないと補助金申請できません

制度の改正

R8.1.1施行

建物・機械設備への補助率・限度額を見直し

区 分	改正前		改正後	
	標 準			
県内	標 準	7 % [7 億円]	5 % [5 億円]	
	成長分野	10 % [10 億円]	7 % [7 億円]	
県内 初進出	標 準	7 % [7 億円]	10 % [10 億円]	
	成長分野	10 % [10 億円]	15 % [15 億円]	

R9.1.1施行

建物・機械設備への投資額要件を見直し

区 分	改正前	改正後
初回	5 億円	10 億円
2 回目～	5 億円	30 億円

R11.1.1施行

県内企業への土地、新規雇用への補助限度額を見直し

区 分	改正前		改正後	
	標 準			
県内	標 準	2 億円	1 億円	
	成長orフロ	3 億円	1.5 億円	
県内	成長+フロ	4 億円	2 億円	

R8.1.1
施行版

1. 新規産業立地事業費補助金

建物・機械設備

産業の高度化や活性化、そして雇用の創出を図るため、県内で製造工場や物流施設などを新設・増設する企業の設備投資に対して、最大15億円を助成します。

県内初進出の
工場(成長分野)・研究所
補助率 **15%**
限度額 > 15 億円

県内初進出の
工場(その他)・物流施設
補助率 **10%**
限度額 > 10 億円

県内の
工場(成長分野)・研究所
補助率 **7%**
限度額 > 7 億円

県内の
工場(その他)・物流施設
補助率 **5%**
限度額 > 5 億円

適用要件	業 種 等	工 場		物流施設	研究所
		製造業、植物工場		輸送業等	製造業に係る研究所又は自然科学研究所
	設 備 投 資 額	5 億円以上			1 億円以上
	県 内 雇 用 増	1 人以上又は県内雇用数維持かつ生産性※注1の向上 10% 以上			1 人以上
	研究施設面積	—			200㎡以上
	研 究 員 数	—			5 人以上
補助率	必須設置設備	—		流通加工用設備等	—
	補 助 率	標準	成長分野※注2	—	—
	県 内 初 進 出	10%	15%	10%	15%
限度額	県 内	5 %	7 %	5 %	7 %
	県 内 初 進 出	10 億円	15 億円	10 億円	15 億円
限度額	県 内	5 億円	7 億円	5 億円	7 億円
	事 業 期 間	用地取得日から、3 年以内の操業開始(未造成 5 年以内、自社所有 2 年以内) ※特に必要を認める場合は延長可			
対象経費	対 象 経 費	建物建設費及び機械設備購入費(生産、研究、開発、事務、流通加工、事業継続に係るもの) 安全対策費(津波浸水想定等のある地域への進出のみ)			
	交 付 条 件	雇用人数を 3 年間維持			
交付回数	交 付 回 数	制限なし(2 回目以降の申請も上記の要件で申請可能)			
	問 合 せ 先	静岡県経済産業部企業立地推進課			

R8.1.1
施行版

2. 地域産業立地事業費補助金

土地・新規雇用

産業の高度化や活性化、そして雇用の創出を図るため、県内で製造工場や物流施設などを新規に立地した企業の用地取得費と新規雇用に対し、市町と連携して最大4億円を助成します。

工場(成長分野)・研究所等
ふじのくにフロンティア推進区域
補助率 **40%**
限度額 > 4 億円
通常区域
補助率 **30%**
限度額 > 3 億円

OR

工場(その他)・物流施設
ふじのくにフロンティア推進区域
補助率 **30%**
限度額 > 3 億円
通常区域
補助率 **20%**
限度額 > 2 億円

+

新規雇用
100 万円 / 人

			工 場		物流施設		研究所	
適用要件	業 種 等		製造業、植物工場		輸送業等		製造業に係る研究所又は自然科学研究所	
	用地取得面積		1,000㎡ 以上				－	
	従 業 員 数		10人以上				－	
	県 内 雇 用 増		1 人以上 又は 県内雇用数維持かつ生産性※注1の向上10%以上				1 人以上	
	研究施設面積		－				200㎡以上	
	研 究 員 数		－				5 人以上	
	必須設置設備		－		流通加工用設備等		－	
	補 助 率 等		標準	成長分野※注2	－		－	
	用地取得費	ふじのくにフロンティア 推 進 区 域	30%	40%	30%		40%	
		通 常 区 域	20%	30%	20%		30%	
	新規雇用従業員		100万円/人					
限度額	ふじのくにフロンティア推進区域		3 億円	4 億円	3 億円		4 億円	
	通 常 区 域		2 億円	3 億円	2 億円		3 億円	
事 業 期 間			用地取得日から、3 年以内の操業開始（未造成 5 年以内）＊特に必要を認める場合は延長可					
対 象 経 費			用地取得費、従業員の新規雇用					
交 付 条 件			雇用人数を 3 年間維持					
交 付 回 数			制限なし （ただし、2 回目以降は、上記要件に加え、設備投資額 5 億円以上（研究所は 1 億円以上）の場合に限る）					
問 合 せ 先			各市町企業立地推進担当課					

※注1 「生産性」とは… ・物的労働生産性＝生産数量÷従業員数 ・価値労働生産性＝生産額÷従業員数
※注2 「成長分野」とは…食品、医薬品、医療機器、環境関連の製品等を製造する工場です。成長分野判定は、各クラスター支援機関等の審査により行うため、成長分野の審査を希望される場合は、県企業立地推進課にまずは御相談ください。
※注3 市町により、補助率、限度額等が異なります。詳細は各市町にお問い合わせください。